

答 申 第 2 7 号
平成 2 6 年 7 月 3 0 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 上 原 克 之

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成 2 6 年 4 月 2 4 日付け住第 1 0 7 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第 8 条第 2 項第 3 号関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項第3号関係）

（特定のものに対する提供）

| 番号 | システム等の名称 | 提供する個人情報の対象者の範囲 | 提供先 | オンライン結合による提供制限の例外を認める理由 |
|----|------------|----------------------|---------------|---|
| 1 | 県営住宅管理システム | 県営住宅入居者 入居者の連帯保証人 | 徳島県営住宅PFI株式会社 | <p>○県営住宅管理事務においては、徳島県営住宅PFI株式会社に委託しており、当該業者が県営住宅の入居者の募集、入退去の手続、家賃の収納等の事務を正確かつ適切に行うためには、入居者等に関する情報を共有し、相互に緊密な連絡を取ることが必要不可欠であるため、オンラインの利用が必要である。</p> <p>○当該委託契約等により、提供先は、徳島県営住宅PFI株式会社に限定されており、システムの利用者ごとにID、パスワードを設定し、データへのアクセス権限を制限するなどの保護措置及び職員の目的外利用・提供を禁止する措置が講じられることとなっている。</p> |

徳島県個人情報保護審査会審議経過

| 回 | 開催年月日 | 内容 |
|------|-------------|----------|
| 第60回 | 平成26年 5月14日 | 諮問 審議 |
| 第61回 | 6月16日 | 審議 |
| 第62回 | 7月14日 | 審議 |

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|---------|--|---------|
| 井 関 佳穂理 | 公認会計士 | |
| 上 原 克 之 | 徳島大学大学院ソシオ・アーツ ・アンド・サイエンス研究部准 教授 | 会 長 |
| 加 渡 いづみ | 四国大学短期大学部講師 消費生活アドバイザー | |
| 鈴 木 亜佐美 | 弁護士 | |
| 古 田 修 一 | 徳島文理大学総合政策学部教授 | 会長職務代理者 |

(五十音順)